

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第三項第一号の規定に基づき、昭和四十四年建設省告示第七百二十八号の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

題名を次のように改める。

特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める

件

前文中「附室」を「付室」に、「の基準」を「の構造方法」に改め、ただし書を削る。

第一中「外気に向つて開けることのできる窓の基準」を「外気に向かつて開けることのできる窓にあつては次に掲げる基準に適合するものとする。」に改める。

第二中「排煙設備の基準」を「排煙設備にあつては平成十二年建設省告示第 号第一若しくは第二に掲げる基準に適合するものを用いるもの又は次に掲げる基準に適合するものとする。」に改め、第二第九号口

中「甲種防火戸若しくは乙種防火戸」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する防火設備」に改め、同号八中「バスダクト」を「裸導体バスダクト又は耐火バスダクト」に改め、第二第十号中「耐熱ビニール電線」を「二種ビニール絶縁電線」に改める。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。